

令和4年第3回府中町議会定例会

会議録(第4号)

1. 開 会 年 月 日                    令和4年9月9日(金)  
2. 招 集 の 場 所                    府中町議会議事堂  
3. 開 議 年 月 日                    令和4年9月21日(水)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員(18名)

|      |             |      |             |
|------|-------------|------|-------------|
| 議長   | 益 田 芳 子 君   | 副議長  | 西 山 優 君     |
| 1 番  | 川 上 翔 一 郎 君 | 2 番  | 宮 本 彰 君     |
| 4 番  | 狩 野 雄 二 君   | 5 番  | 坂 田 栄 一 君   |
| 6 番  | 田 中 伸 武 君   | 7 番  | 山 口 晃 司 君   |
| 8 番  | 二 見 伸 吾 君   | 9 番  | 梶 川 三 樹 夫 君 |
| 10 番 | 西 友 幸 君     | 11 番 | 寺 尾 光 司 君   |
| 12 番 | 力 山 彰 君     | 13 番 | 三 宅 健 治 君   |
| 14 番 | 齋 藤 昇 君     | 16 番 | 橋 井 肇 君     |
| 17 番 | 児 玉 利 典 君   | 18 番 | 木 田 圭 司 君   |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員(0名)

~~~~~○~~~~~

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 第43号議案 令和3年度府中町歳入歳出決算の認定について
- 3 第44号議案 令和3年度府中町下水道事業会計決算の認定について
- 4 議長の辞職許可について
- 5 副議長の辞職許可について
- 6 常任委員会委員の選任について
- 7 議会運営委員会委員の選任について
- 8 議会報特別委員会委員の辞任について
- 9 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

10 第46号議案 監査委員選任の同意について

追加日程第1 議長の選挙について

追加日程第2 副議長の選挙について

追加日程第3 議会報特別委員会委員委員の選任について

追加日程第4 閉会中の継続調査について

~~~~~○~~~~~

7. 説明のため会議に出席した者

|            |   |       |
|------------|---|-------|
| 町          | 長 | 佐藤信治君 |
| 副町         | 長 | 齋藤哲也君 |
| 教育         | 長 | 新田憲章君 |
| 総務企画部      | 長 | 増田康洋君 |
| 財務部        | 長 | 胡子幸穂君 |
| 福祉保健部      | 長 | 山西仁子君 |
| 町民生活部      | 長 | 森本雅生君 |
| 建設部        | 長 | 井上貴文君 |
| 消防         | 長 | 新宅和彦君 |
| 教育部        | 長 | 榎並隆浩君 |
| 危機管理監      |   | 屋敷学君  |
| 財務部次長兼財政課長 |   | 中本孝弘君 |
| 総務課        | 長 | 宮脇理恵君 |
| 危機管理課      | 長 | 松林亮君  |

~~~~~○~~~~~

8. 職務のため会議に出席した者

|       |    |      |
|-------|----|------|
| 議会事務局 | 長  | 森太君  |
| 議会事務局 | 主査 | 田村洋君 |

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開議 午前 9時33分)

○議長(益田芳子君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたして

おります。よって、令和4年第3回府中町議会定例会第4日目の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

会議を開いたところでございますが、去る9月13日の一般質問における発言について、議員から取り消しの申出がありましたので、発言を許可いたします。

14番齋藤議員。

○14番（齋藤 昇君） 14番齋藤です。

この9月定例会の一般質問における私の発言中、最初の質問導入部分及び1回目の答弁を受けたあとの自殺者数に関する私の感想部分は取り消していただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（益田芳子君） ただいま申出があった部分につきましては、取り消しを許可いたします。

次に、本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 先ほどの打ち合わせのときにも話をしましたけども、我々議案を提出しておりますのできちっと議案を議題の中に入れて、しかも法定の賛同人を備えた議題・議案でありますから、それを議案に入れないということは議長の義務として果たしていないということになりますので、きちんと議題の中に入れてやらなければいけないと思っております。

議長はきちっと法令を守って、案を備えた正当な議案はちゃんと上程すると義務的に上程しなければならないわけですから、上程した上できちっと質疑・討論をして採決にしていきたいと思っております。

○議長（益田芳子君） 本日の議事日程は人事案件が主なため、追加日程がある予定です。

議員の提出された案件については、この中でお諮りする予定としております。

よって、議事日程のとおり会議を進めることに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（益田芳子君） 賛成多数です。

よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、6番田中議員、7番山口議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 日程第2に入りますが、お手元の日程第2と日程第3の各議案は令和3年度決算議案ですので、一括議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。

よって、日程第2、第43号議案、令和3年度府中町歳入歳出予算の認定について、日程第3、第44号議案、令和3年度府中町下水道事業会計決算の認定について、以上を一括議題に供します。

本件につきましては、決算審査特別委員会に付託いたしておりますので、ただいまから決算審査特別委員会委員長から審査結果を報告していただきます。

1番川上議員。

○1番（川上翔一郎君） 皆さんおはようございます。令和3年度決算審査特別委員会報告をいたします。

配付されております報告書を御覧ください。

令和4年9月20日。

府中町議会議長益田芳子様。

令和3年度決算審査特別委員会委員長川上翔一郎。

令和3年度決算審査特別委員会報告書。

令和4年9月9日の第3回府中町議会定例会において付託された第43号議案、令和3年度府中町歳入歳出決算の認定について、及び第44号議案、令和3年度府中町下水道事業会計決算の認定についてを慎重に審査した結果、認定することと決したので、府中町議会会議規則第66条の規定により報告します。

なお、審査の方法、審査日程については別紙のとおりですが、5回の委員会を開催し慎重に審査してまいりました。

また、本案の審査過程において、委員からは多くの貴重な御意見をいただきました。その中の主な意見として、

1つ目、徴税や保育料等に対しウェブ上で口座振替ができるシステムの導入は、支払いをする町民の負担を大きく軽減していると考えられる。今後も積極的に対象の拡大に努められたい。

2つ目、人工芝となった揚倉山健康運動公園多目的広場の利用が増加している。合わせて導入したインターネット予約システムの周知などを進め、施設の有効活用に努められたい。

3つ目、頻発化・激甚化する災害への備えとして行う防災備蓄について、アレルギーを持つ人など様々な人に配慮していることは評価できる。引き続き計画的に進められたい。

4つ目、町内事業者と地域の発展のため、府中町商工会との連携を密にし、その存在を活用して町内事業者の声を反映させ、事業者が活性化するような取組の充実・強化をされたい、などの意見が出されております。

最後になりますが、町当局におかれましては、審査の過程で示されました意見等を十分に後年度の予算編成、予算執行に生かされるよう一層の御尽力をお願いし、令和3年度決算審査特別委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（益田芳子君） ただいまの委員長報告に対して質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、以上で質疑を終わります。

続いて、一議案ずつ討論及び採決を行います。

なお、採決におきましては、現在の出席議員18名で採決の間、出席議員数は変わらないと思いますので、この際、定足数の確認は省略することとさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議ないようでございます。

それでは参ります。

お諮りします。

日程第2、第43号議案、令和3年度府中町歳入歳出決算の認定について討論を行います。

討論ございますか。

二見議員、討論は賛成ですか、反対ですか。

○ 8 番（二見伸吾君） 賛成です。

○ 議長（益田芳子君） 委員長からの報告は認定でございますので、まず原案反対者から討論を行います。

原案に反対の方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（益田芳子君） なければ、委員長報告のとおり原案賛成者の討論を行います。

8 番二見議員。

○ 8 番（二見伸吾君） 第 4 3 号議案、令和 3 年度府中町歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。

令和 3 年度の一般会計決算額は、歳入 2 1 6 億 9, 9 8 5 万円、歳出 2 2 4 億 1, 6 3 6 万円で、形式収支は 3 億 2, 4 4 3 万円の黒字、翌年度へ繰り越す分を差し引いた実質収支は 2 億 9, 3 9 7 万円の黒字となりました。財政力指数、実質公債費比率、将来負担率、経常収支比率から見て、引き続き堅実な財政運営がなされていると評価できます。

令和 3 年度の決算は、令和 2 年度に引き続き、歳入歳出とも新型コロナウイルス感染症拡大の影響を強く受けたものとなっています。

まず、歳入の収納状況ですが、一般会計の町税収納率はコロナ前の平成 3 0 年度は 9 9. 5 %でしたが、令和 2 年度は 9 9. 0 %に下がりました。コロナの影響で納付が困難な状況になったことと、それにより徴収猶予の手続がされたためです。

令和 3 年度は 9 9. 7 %という高い収納率となりました。コロナにより法人税・固定資産税の減免手続がなされたことにより、滞納とならなかったためと思われます。国民健康保険税の収納率はコロナ前の平成 3 0 年度は 9 6. 4 %でしたが、平成 3 1 年度は 9 6. 1 %となりました。コロナにより納付困難となられた方があったためです。

令和 2 年度は、コロナによる減免で調定額・滞納額が減ったため 9 6. 6 %となりました。令和 3 年度の収納率は 9 6. 8 %です。令和 3 年度はコロナによる減免もあり、過去最高の収納率となっています。なぜ過去最高となったのか税務課に伺いましたところ、コロナにより固定資産税・法人税・国民健康保険税には減免があり、国民健康保険税には会社都合による離職軽減や収入申告による軽減の手続があるので、対応できる手続はしてもらふことと、差押えはできるだけ避け自主納付してもらふよう

に努めたということでした。厳しい取り立てではなく、住民に寄り添った徴税によって高い収納率になっていること、高く評価したいと思います。

一般会計決算は、前年度比で町税が1億6,000万円減の72億円、地方交付税が7億円増の18億円、国庫支出金が38億円減の55億円、町債が16億円増の31億円となりました。歳入総額は11億円減って217億円です。国庫支出金の減少ですが、令和2年度にあった定額給付金52億円がなくなったことによるもので、歳出も同額ですので町財政への影響はありません。

地方交付税と事実上の交付税である臨時財政対策債の合計は令和元年度は16億円、令和2年度は19億円でしたが、令和3年度は29億円となり、令和2年度より10億円増えています。

また、当町には7億円あまりの過誤納金があり、減収補填債によって還付する予定でした。減収補填債は当初見込んだ税収額から大幅に減少した分を補うために発行するものですが、地方交付税によって措置されるのは75%です。残りの2億円近くは町の負担となります。そのことを避けるために、普通交付税と交付金等の増額分6億5,000万円を措置をしたということでした。実質収支が令和2年度に続き3億円の黒字になりましたが、町の財政状況は堅実ではあるものの、ゆとりがあるとは言えない状況です。

次に、歳出です。

平成30年度、令和元年度に170億円台だった歳出は、令和2年度224億円、令和3年度は214億円になりました。令和2年度は、定額給付金52億円がほぼ増加分に相当しています。令和3年度も、新型コロナワクチン接種・子育て世帯への臨時特別給付金・住民税非課税世帯臨時特別給付金など、国の新型コロナウイルス感染症に対する施策が約18億円となっています。

3億円近い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金によって、町独自の感染症対策や支援事業が実施をされました。歳出総額は前年度と比べると10億円ほど減りましたが、コロナ前との比較では40億円多くなっています。具体的な個々の事業について、8点ほど指摘をいたします。

まず、一般会計でも取り上げましたが、会計年度任用職員への期末手当支給であります。財務部次長の説明でも交付税の包括算定経費が約9,000万円増え、そこには会計年度任用職員の期末手当の支給月収に要する経費が含まれているということで

した。当町の財政が決して潤沢ではないことは先ほど述べましたが、それでも3億円の黒字があり、しかもこうやって交付税が措置されているわけですから、払うべきものはきちっと支払っていただきたいと思います。

次に、正規職員の増員です。どこの職場も余裕はありませんが、とりわけ福祉保健部が大変です。権限移譲でたくさんの仕事が県からやってきたわけですが、その上にコロナ対応がのしかかっています。コロナワクチン接種に関する仕事、様々な給付金事業、国の施策としては生活困窮者自立支援金、住民税非課税世帯等臨時特別給付金、子育て世帯への臨時特別給付金、子育て世帯生活支援特別給付金、それに加えて町独自の妊婦特別定額給付金、若者応援金、これら全てを福祉保健部が担っているわけです。

他の部署からの応援を受けているようですが、送り出しているほうも綱渡りだと聞いています。今年度中途採用するそうですが、計画的に人員増を図り、退職者が減るようにしていただきたい。

第3に救急体制の強化です。

平成30年度に導入された救急画像伝送システム、現在3台に配備されているようですが、この活用を図るなど、救急体制の充実強化が図られました。救急画像伝送システムは救急患者の容体や負傷状況、心電図等のデータを医師がリアルタイムで確認し、受入体制の確保や救急隊の応急処置に対する指示・指導・助言ができ、現在5つの医療機関、広島市民病院・安佐市民病院・広島大学病院・県立広島病院・広島ハートセンター、この5つにつながっています。また、保存された画像を研修などで活用し、知識・技術の向上につなげることも導入の目的となっています。

高規格救急自動車も令和3年度に更新されました。高規格救急自動車はAED、自動体外式除細動器などの高度救命処置用資機材を備え、車内において救急救命士が活動しやすい室内空間を確保することにより、傷病者の状態をより適切に把握でき、高度な救命処置を施すことができる車両です。救急画像伝送システム・高規格救急自動車共に救命率の向上につながるものとして評価ができます。

第4に、母子保健電子カルテです。

母子保健における妊産婦・乳幼児検診や相談記録等の情報を紙カルテから電子カルテでの管理に移行し、タブレットによって面談・情報管理するようになりました。保健師の業務逼迫やカルテ運搬の負担と紛失リスクをなくすことなどが電子カルテ導入の

動機となっており、導入後の効果として以下の3点が挙げられています。

1、保健師による相談業務の時間が確保され、切れ目のない相談支援の充実が図られた。

2、パスワードと顔認証によるセキュリティ対策が講じられ、データをクラウド管理することにより妊婦・乳幼児健康相談などでカルテ情報を安全に持ち出すことができるようになった。さらに、電子化されたカルテの保管場所が要らなくなり、自然災害等によるデータ消失も防ぐことができるようになった。

3、保護者のスマホからオンライン申請ができるようになり、利便性が向上した。

第5に、妊婦特別定額給付金と若者応援金です。

いずれも町独自の施策として実施されております。妊婦特別定額給付金は、コロナ禍の中でも穏やかに過ごし、安心して出産を迎えられるよう妊婦一人当たり5万円、708人に支給されました。

若者応援金は、令和2年度の学びの継続支援給付金を拡充されたものです。学びの継続支援給付金は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、学生生活の維持が難しくなっている学生一人につき3万円を支給しました。予算は148人を見込んで446万円でしたが、申請は50人、支出額150万円にとどまりました。支給要件が国の学生支援緊急給付金と連動していたため、せっかくの独自施策が令和3年度に継続せず、私は昨年度の討論でこの給付金事業を継続できるように手だてを考えてほしいと発言をいたしました。

それが令和3年度、12月議会の補正予算で若者応援金という形で復活し拡充されました。学生だけでなく、雇用・収入・生活・精神面などで新型コロナの影響を受けている19歳、二十歳の若者に対して、未来へはばたく若者応援金として一人3万円を支給するものです。支給件数は970件で、学びの継続支援給付金の20倍近く増えました。大変よかったですと思います。

6番目に、子どもの医療費助成の拡充ですが、これまでも入院だけでなく、通院も中学校卒業まで助成すべきだと発言してきました。全国では中学校卒業まで一部負担金なし、所得制限なしが標準です。

所得制限について、先日、町民の方からメールをいただきました。8月から所得制限に引っかかり、子どもの医療費助成が受けられなくなりました。この知らせが自宅に届き、何だかお金がほどほどにあるのだから自分で勝手に育てればと言われている

ような気持ちになり、悲しい気持ちになりましたというものです。社会保障は所得に応じて課税し、公平無差別に給付することが原則です。しかし、日本では所得に応じて給付を減らすことが当たり前であるかのようになっています。所得に応じて税負担をしているのに給付が制限されては、悲しい気持ちになるのも当然です。

岡山県で所得制限のある市町村は一つもありません。広島県内でも7市町が所得制限なし、部分的に所得制限をなくしているのが4町です。府中町も所得制限なし、一部負担金なし、入通院とも中学校卒業まで助成すべきです。

7番目です。

今年4月、歴史民俗資料館・消防団第1分団詰所を兼ね備えた複合施設として府中公民館がリニューアルオープンしました。建設建築費用は12億円で、その大部分が町債によって賄われています。10億円の借金が増えたわけですが、令和6年度までは利子だけを払い、令和7年度から元金の返済が始まります。10億円は大きな額ではありますが、1年約6,000万円の20年払いで返済に問題はないということでした。歴史民俗資料館の入館者は、4月から8月までの平均で府中町の自然と歴史を扱った3階が約3,000人、暮らしと文化を扱った2階が約2,000人でした。好調な滑り出しではないでしょうか。

8月27日に開催された下岡田官衙遺跡のシンポジウムに私も参加しましたがけれども、参加者も多く、官衙や駅家がどういうものなのかよく分かる大変充実した内容だったと思います。

最後になりますが、府中東小学校校舎にエレベーターが設置をされました。令和3年4月から障害を持つ児童が入学し、その児童がより負担の少ない学校生活が過ごせるようにということで設置に至ったわけですが、大変よいことだと思いますし、いつエレベーターを必要とする児童生徒が入学してきてもよいよう、順次設置していく必要があります。

障害のない児童生徒でも足を骨折することがあります。3階・4階まで階段を上るのは大変です。また、東小に設置されたエレベーターのようにストレッチャー対応であれば、救急搬送のときにも使えます。予算もかかりますが、障害を持つ児童生徒の入学を待つのではなく、エレベーター設置による学校のバリアフリー化を進めていただきたい。

以上の点に留意し、今後の予算編成や行財政執行に生かしていただくことを要望し、

賛成討論といたします。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

6 番田中議員、賛成ですか、反対ですか。

○6 番（田中伸武君） はい、賛成です。さっき聞かんかったかね。

○議長（益田芳子君） 討論は賛成・反対交互に行います。

それでは、原案に賛成の6 番田中議員。

○6 番（田中伸武君） 田中伸武です。

21 年度決算の賛成討論であります。前年度に引き続き、コロナ禍の影響による変動要因も多く、財政当局の御苦心を推察する次第であります。2021 年度決算は最終的には歳出で214 億円、過去最大の20 年度決算と同規模とっていいと思います。財政調整基金は2 年連続で取り崩さず、3 億円の黒字ということは喜ばしいことだと思います。

では、町の財政はいいのかどうか。ここなんですけれども、実情がちょっと見えにくくなっていると思います。もともと数字に弱いので申し訳ないんですけども、財政指標を前年と比べてみると、県内トップの財政力指数は0.87 から0.84 に悪化し、実質公債費比率も5.73 %から6.8 %に悪化していると。経常収支比率は97.3 から92.3 に好転はしているけれども、数字自体は誇れるものではない。税収自体はほぼ70 数億円自体で、ここ4～5 年は変わっていないわけでありまして。

財政の状況が見えにくいというのは、国から交付される地方交付税とあるいは第二の交付税とも言われる臨時財政対策債、これがかなり変動して大きく動くことも影響している面もあるようです。先ほどの二見議員もその話をされていましたが、この交付税と臨時財政対策債を足したものが20 億から一気に30 億に増えたりして、なかなか指標というものも影響を受けて見えにくくなっているというところでありまして。標準財政規模も、影響されて動くということだそうであります。

結局のところは、黒字だったけれども潤っておるわけではないという、そんな見方というところでありませうか。具体的に見るとそんな中で、コロナ交付金、ざっと前年度に続く約3 億円は住宅関連だとか妊産婦だとか、先ほども出ました若者応援だとか子育て・小規模事業者の支援あるいは税の減免など、割ときめ細かな支援をいろいろ工夫されて、町独自のものも加えられていると思います。

水道や電気設備の非接触化なんていうハード面よりも、どちらかというと、こうい

う直接住民生活での支援というのを重視されているのかなというふうにも私は見受けられました。本来ならこうした扶助費というのは、国が全国民安全で安心でできるレベルをきちんと保証すべきなところでありますけれども、各市町の支援策でちょっと競争のようになっているところは、これは国が地方に責任転嫁しているようにも見えるわけであります。

一方で、最近のニュースで防衛費の大幅増なんというのを耳にすると、こりゃどうかいのと、私としては個人的には不満を感じるところであります。

府中町ならではの特性というのはどうなのか。人口増が、これは標準財政規模にプラスになっている面も少しあるようです。でも一方で、企業城下町として大企業への還付金、これが合わせて10億円近く発生してしまいました。この辺の国際税制というのは何とも納得しがたい府中町独自のハンディかなと、あるいはプラスになることもあるわけですが、財政を運営するに当たってなかなか難しい点だなと感じたところであります。

以上、町の財政決算を見ていて、逆に国の財政に非常に不満を覚えるというおかしな感想を持つわけでありますけども、町としてはこうした国に振り回されながらも住民本位の視点でそれを忘れず、堅実な運営を歩んでいただいていると信じるところであります。

引き続き、住民本位の財政を担っていただくということと、この見えにくくなった財政状況を少しでも町民に分かりやすく知らせていただくそういう期待を込めて、2021年度決算認定への賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、以上で討論を終わります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（益田芳子君） 全会一致でございます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 次に参ります。

日程第3、第44号議案、令和3年度府中町下水道事業会計決算の認定について、

討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(益田芳子君) 全会一致でございます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

ここで付託された案件は終了しましたので、令和3年度決算審査特別委員会を解散したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。

ここで、決算特別委員会の解散に当たり、正副委員長から挨拶をお願いいたします。  
まず、委員長からお願いいたします。

1 番川上議員。

○1番(川上翔一郎君) 皆さん改めましておはようございます。

まず、全5回の決算審査特別委員会、本当に委員の皆様お疲れさまでした。その委員会の中で、貴重な御意見・御要望、そして委員会を円滑に進めることに御協力いただきましたこと、心より感謝申し上げます。

先ほど委員長報告でもさせていただきましたが、主な意見として4つ述べさせていただきましたが、委員会においては様々な意見が出されました。佐藤町長をはじめ理事者の皆様におかれましては今後の予算、そしてさらなる府中町の発展のために生かしていただけたらと思いますので、ここでさらにもお願いを申し上げまして委員長の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

(拍手)

○議長(益田芳子君) 続きまして、副委員長お願いいたします。

1 7番児玉議員。

○17番(児玉利典君) 改めまして、皆さんおはようございます。

5日間にわたります決算審査特別委員会、無事に終了したことを共に喜び合いたいと思います。町長をはじめ理事者の皆様方には大変丁寧で分かりやすい説明を、ある

いは御答弁をいただきまして誠にありがとうございます。委員の皆さんにおかれましても、活発な議論の中にも円滑な議事を進めることができましたのは、皆様の御協力のおかげと心から感謝を申し上げます。

先ほど委員長の方からもありましたけども、いろんな意見・要望等が出ております。後年の予算に反映していただきますことを切にお願い申し上げまして、御挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（益田芳子君） お二人におかれましては、大変御苦労さまでございました。心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

これをもって、令和3年度決算審査特別委員会を解散いたします。大変に御苦労さまでございました。

(決算審査特別委員会解散)

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） ここで、理事者の方に申し上げます。

これからの日程は、日程第10に至るまで全て議会の人事案件でございますので、退席いただいて結構です。

ここで、議長を交代いたします。

○副議長（西山 優君） 議長を交代いたしました。

日程第4、議長の辞職許可についてを議題に供します。

本件については、かねてからの申し合わせにより、9月20日、益田議員より議長の辞職願が出されておりましたので、その許可について審議するものであります。

地方自治法第117条の規定により、益田議員の退席を求めます。

(15番益田議員 退席)

○副議長（西山 優君） まず、辞職願を事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（森 太君） 事務局長。

令和4年9月20日。

府中町議会副議長西山優様。

府中町議会議長益田芳子。

辞職願。このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

以上です。

○副議長（西山 優君） お諮りします。

益田議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山 優君） 御異議なしと認めます。

よって、益田議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ここで益田議員の除斥を解きます。

（15番益田議員 着席）

~~~~~○~~~~~

○副議長（西山 優君） 以上で、日程第4、議長の辞職許可についてを終わります。

お手元に配布しておりますが、田中議員から議長選挙前に本会議を休憩し、所信表明会を開くよう求める議案として文書で動議が提出されています。この動議は一人以上の賛成者がありますので成立します。

提出者は内容の説明をされますか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 議長選挙前に本会議を休憩し所信表明会を開くよう求める議案を提案し、その提案理由と趣旨を説明いたします。

文字どおりこのタイトルで述べておりますように、今から議長選挙が予定されているわけですが、その前に本会議を休憩した中で、次の議長に意向をもっておられる方の所信を表明する、そういう任意の会を開こうと、そういう提案であります。

提案理由。

これまでの慣例では、幾人かがそれぞれ事前の話し合いによって議長とする方を決め、本会議の選挙で決着するという形を取っています。これでは、議長を志す方がどんな理念や所信・議会運営の方針などをお持ちなのかが不透明で、町民に対しても開かれた選出とはいえない状態であります。

そこで、広島市など多くの議会で実施されている所信表明会の開催を提案いたします。本会議の選挙の前に休憩を取り、議長を志す方にスピーチをいただく場を設ける

ものであります。以前にも提案をさせていただいておりますけども、今こその改革を実施する好機と考えております。

その目的でありますけれども、そもそも議長職というのは議会の代表、執行部との交渉や対外的な挨拶、あるいは意思表示など大きな役割を担うものであります。議員自体は住民の代表ですけれども、その代表の代表であると。ですから、町民代表という性格もある公的にも非常に重要なポストであります。

その議長がどんな議会運営に臨もうとしているのか、あるいは議会をどう改革・どう発展させていこうとしておるのか。開かれた場でしっかりと所信を述べるということは、町民に対してあるいは議員の代表として当然の責務だといえるわけであります。私たち議員も、議長を選ぶ際にそういうスピーチを選択・根拠の理由の一つとして考えたいと思っているわけであります。

ほかの自治体の動向ですけれども、既に全国の多くの地方議会ではいろんな形のこうした所信表明会が実施されております。県内の23市町では、約3分の2に当たる15市町で実施されています。

先日、広島県町議会議長会の研修会があって、岐阜県の犬山市のビアンキさんという議員が講演されましたけども、その方は市民スピーチ会とかあるいは議員討論会などいろんな議会改革をしていることを紹介して、これは議会改革の第二段階を今進んでいるんだと我々に研修・講演されたわけです。府中はそのまだ第一段階の所信表明会すら始まっていない。広島県でいうと、そのまだ3分の1の遅れとるほうに入っているところであります。町民への説明責任、府中はどうなっとん。私はこの多くの進んでいる市町の実施を見習う、そういうときだと考えます。

それから、本来ならこうした提案は議運、議会運営委員会に諮って議論し、話を進めるべきことであります。実際に2年前にも、1年半前ですけども提案して、そのときは否決されたわけでありましてけれども、そのときの議運では3対4、1票差の否決だったわけでありまして。ただ2年後、つまり今回もう一回ちゃんと議論しようやと、そのときにまた考えればいいじゃないかという意見もあったわけでありましてから、実際に皆さんの意見がどうかということを議論する場がやはりいるわけです。それなのに、議運ではこの9月に改めて提案したわけでありましてけれども、梶川委員長は前と同じメンバーだし一遍否決されとるから私の判断で議題にしないということで、今月初めの議運では議論の遡上にも上らなかったわけでありまして。

私は、これは大変な遺憾なことであり不当なことだと抗議したわけでありますけれども、一事不再議の原則にも反しない、一年半たって改めてこうやって議論をするのは当然のことだろうと思います。どうせ否決されるんだからというんなら、ちゃんと議論した上で否決すればいいだけの話で、可決なり否決すればいいわけで、議論しないということは、やはり議会の民主主義にとって非常に残念なことであったと思います。そういうこともあって、やむなく議運での論議ができずに、今回、本会議にこうして提案して至ったわけであります。

皆さん、町民に開かれた議会というのは何なのかと。ほんで議長選というのは、一体町民にとって何なのかと。そういうところをきちっと考えていただきたいと。この所信表明会はその第一歩だと思いますので、ぜひ考えていただきたいと思います。

以上が提案の理由であり、趣旨であります。よろしく願いいたします。

○副議長（西山 優君） 議長選挙前に本会議を休憩し、所信表明会を開くよう求める議決の動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることについて採決します。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○副議長（西山 優君） 賛成少数でございます。

よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることは否決されました。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 議事進行ですけれども、議題とするかどうかを採決するということは、議長にはできないはずであります。

先ほども言ったように、案を備え所定の賛成者を得ている議案ですから、これは議長として義務的に議題としなければならない、先ほども事前の打ち合わせで議長と話をしたところでありますけれども、昭和27年の自治庁の当時は自治庁だったのかな、行政課長の行政実務ですけれども、案を備え賛成者の署名がある議案が提出された以上、議会としては原則として可決か否決かの二途、そちらの二途よりほかのないものと解する。つまり、提案された議案をこれを議題にするかどうかということは、諮る前にきちっと諮るべきじゃなくて、きちっと議題としてその上で賛否を問う、そうしなければ

ばならない。これは、自治法の大原則なわけであります。

それから、これは議員必携にも載っておるわけでありましてけれども、391ページのいわゆる標準運営規則ですね。地方議会の標準運営規則、26番。事件の撤回を求める動議、審議不要の動議等、法令に反する動議は議長はこれを取り上げることはできない。つまり、議案が出た以上これを取り上げるかどうかを諮ったり、取り上げないというそういうことを諮ることは議長にはできない。つまり何度も言いますが、議案として正式に出たものはきちっと質疑・討論をかけて採決をすると、議題に挙げなければならないわけでありまして、それを議長がこうやって皆さん議案に取り上げないことがことにしましょうか、どうしようかという採決は、自治法の理念からしても会議規則、これ標準運営規則ですけども、府中町にはこのくだりは書いてないわけでありましてけれども、できないわけでありまして。

今の議長席に着いておられる副議長の議事運営は全く違法なものであり、私は採決を問うということは間違いだと思っておりますので、直ちにきちっと議題に上げて質疑・討論すべきだと進行動議として発言いたします。

○副議長（西山 優君） 議題にするかどうか、採決により日程に入れられるかどうかで決まります。

ただいま議長が欠員となりましたので、議長選出のため、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題に供したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山 優君） 異議がございましたので、これより挙手採決を行います。

ただいまの出席議員18名で、採決に加わる者17名でございます。

お諮りします。

議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題に供したいと思っておりますが、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○副議長（西山 優君） 賛成多数でございます。

よって、追加日程第1、議長の選挙についてを議題に供します。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定による投票及び同条第2項の規

定による指名推選がありますが、いずれの方法といたしましょうか。

(「投票」と呼ぶ者あり)

○副議長(西山 優君) それでは、投票によって行います。

次に、任期であります。地方自治法第103条第2項に基づき、議長の任期は議員の任期と定められていますが、議会の申し合わせにより2年で改選することになっており、このたびは議長の任期は議員の残任期間となります。今回もこれに従ってよろしいでしょうか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○副議長(西山 優君) 異議がございましたので、挙手により採決いたします。

お諮りします。

6番田中議員。

○6番(田中伸武君) 先ほども言いましたように、議事を一つ一つきちっと進めていかなきゃいけないの。ちょっと飛ばし飛ばしやったらいけませんよ、西山さん。最初の所信表明会に関する議題を取り上げないことは違法だと僕は言ったでしょう。それなのにそのまま進めて、何かわけのわからん追加日程にするとか言って、でしかもこうやってしゃんしゃんと進めようとしておる。

議長選自体を、そこはきちっと議長としてどういう理由で進めるんだと、どういうことなんだと、根拠はこうなんだということを全く説明抜きで違法な進め方をする、これはいけませんよ。

それから今も任期の話も出ましたけれども、議長の任期は法定では地方自治法では議員任期なわけです。今回たまたま2年ということですが、これをわざわざ本会議で申し合わせることは地方自治法に反することを本会議で認めることになります。これはやってはいけないことです。

これは去年の副議長の選挙のときも私は申しましたけれども、申し合わせというのはあくまで非公式な任意の外で決めておって、採決だけは本会議でやるというものであります。本会議で自治法に反する任期を議決することはやってはいけないこと。これも去年も申しましたけれども、全国議長会・町村議長会の事務局これへ問い合わせると、府中はそんなことやっているんですかと、おかしいですねと。法定は4年ですから、そんなのわざわざ議決するとは何事ですかとあきれているわけでありまして。

よその町でも市でも、正副議長の短期任期1年にするとか2年にするとかそういう

申し合わせは多々ありますけれども、本会議でわざわざ議決するところなんてありませんよ。これは去年も指摘したとおりであります。自治法に反することをここで堂々と議決に供することは、私は辞めるべきだと重ねて申す、訴えるわけであります。

議長、進行については一つ一つ丁寧に、自分でどう判断してどこがどうだからこの進行をしているのかと答えてください。進行の動議に対しては、議長はちゃんと答える義務があります。

それから今の自治法の問題、これもどういう解釈でこうなっておるのか、なぜあえてこんな違法なことをするのか、これもあなたの考えできちんと答えなければいけません。そういうことなしにただ採決採決でやっていくようなことがあっては、府中町の議会の民主主義はないがしろにされてしまったと言わざるを得ません。きちんとした丁寧な議事進行をし、今の特に議長任期の2年、申し合わせについては違法である、私は反対いたします。

○副議長（西山 優君） 議長の辞職により議長が欠けたため、選挙を行うものです。

異議がございましたので、挙手により採決いたします。

お諮りします。

これから投票します。

議長の任期は本日から議員の残任期間とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○副議長（西山 優君） 賛成多数と認めます。

よって、議長の任期は本日から議員の残任期間に決定いたします。

それでは、ただいまより議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○副議長（西山 優君） 投票用紙を配付させます。

ただいまの出席議員は18名であります。

（投票用紙配付）

○副議長（西山 優君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山 優君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めていただきます。

(投票箱点検)

○副議長(西山 優君) 異常なしと認めます。

念のため申し添えます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の名前を記載の上、点呼に応じて、順次投票をお願いします。

それでは、記入をお願いします。

記入されましたか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○副議長(西山 優君) それでは、事務局長に点呼を命じます。

点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

(事務局長点呼、投票)

○副議長(西山 優君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(西山 優君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

(投票箱閉鎖)

○副議長(西山 優君) 開票を行います。

お諮りします。

会議規則第27条の規定により立会人に、8番、二見議員、9番、梶川議員の2名を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(西山 優君) 御異議なしと認めます。

よって、8番、二見議員、9番、梶川議員の2名を指名いたします。

両議員の立会をお願いいたします。

(立会人登壇)

○副議長(西山 優君) ただいまより、職員に開票させます。

(開票、開票録作成)

(立会人降壇)

○副議長(西山 優君) 選挙の結果を報告します。

投票総数 18票

これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

このうち

有効投票 16票

無効投票 2票

有効投票中

梶川議員 15票

木田議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、梶川議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

○副議長(西山 優君) ただいま議長に当選されました梶川議員が議場におられますので、本席から会議規則第28条第2項の規定による告知をいたします。

梶川議員、登壇願います。

○議長(梶川三樹夫君) ただいま、皆様の御推挙により議長を拝命することになりました梶川三樹夫でございます。誠に光栄なことであります。そして、その責務の重大さを感じているところでございます。

府中町がさらに活力と魅力にあふれ安全安心で住みやすいまちづくりを進めていくことが町民の願いであることを実感し、そして認識しその負託に応えるべく、議員の皆様とともに頑張ってまいりたいと思っております。

どうぞ今後とも、皆様の温かい御支援と御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○副議長(西山 優君) 以上で、追加日程第1、議長の選挙についてを終わります。

~~~~~○~~~~~

○副議長(西山 優君) ここで、休憩をいたします。

ここで新議長と議長席を交代いたします。

休憩は10時55分までです。よろしく願いいたします。

(休憩 午前10時43分)

(再開 午前10時55分)

○議長(梶川三樹夫君) 休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(梶川三樹夫君) 日程第5、副議長の辞職許可についてを議題に供します。

本件につきましては、かねてからの申し合わせにより、9月20日、西山議員より副議長の辞職願が出されましたので、その許可について審議するものです。

地方自治法第117条の規定により、西山議員の退席を求めます。

(3番西山議員 退席)

○議長(梶川三樹夫君) まず、辞職願を事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長(森 太君) 議会事務局長です。

それでは、朗読いたします。

令和4年9月20日。

府中町議会議長益田芳子様。

府中町議会副議長西山優。

辞職願。このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

以上です。

○議長(梶川三樹夫君) お諮りいたします。

西山議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) 御異議なしと認めます。

よって、西山議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ここで西山議員の除斥を解きます。

(3番西山議員 着席)

~~~~~○~~~~~

○議長(梶川三樹夫君) ただいま副議長が欠員となりましたので、副議長選出のため、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) 御異議なしと認めます。

よって、追加日程第2、副議長の選挙についてを議題に供します。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定による投票及び同条第2項の規定による指名推選がありますが、いずれの方法といたしましょうか。

(「投票」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) では、投票ということで投票を行います。

次に、任期であります。地方自治法第103条第2項に基づき、副議長の任期は議員の任期と定められていますが、議会の申し合わせにより1年で改選することになっています。このたびもこれに従ってよろしいでしょうか。

6番田中議員。

○6番(田中伸武君) 先ほどの議長選挙のときにも申しましたけれども、自治法に違反する短期任期の申し合わせを議決することは自治法に違反しておりますので、すべきではありません。

○議長(梶川三樹夫君) 異議がございましたので、挙手により採決いたします。

お諮りします。

これから投票します副議長は、申し合わせのとおり1年で改選することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(梶川三樹夫君) 賛成多数と認めます。

よって、副議長の任期は1年に決定いたします。

それでは、ただいまより副議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(梶川三樹夫君) ただいまの出席議員は18名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(梶川三樹夫君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） はい。配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めていただきます。

（投票箱点検）

○議長（梶川三樹夫君） 異常なしと認めます。

念のため申し添えます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙の被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

それでは、記入をお願いいたします。

記入されましたか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） それでは、事務局長に点呼を命じます。点呼に応じて順次投票をお願いします。

（事務局長点呼、投票）

○議長（梶川三樹夫君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

（投票箱閉鎖）

○議長（梶川三樹夫君） 開票を行います。

お諮りします。

会議規則第27条の規定により、立会人に10番西議員、11番寺尾議員、この2名を指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） それでは、2名を指名いたします。両議員の立会をお願いいたします。

（立会人登壇）

○議長（梶川三樹夫君） ただいまより、職員に開票させます。

（開票、開票録作成）

（立会人降壇）

○議長（梶川三樹夫君） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 18票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

このうち

有効投票 16票

無効投票 2票

有効投票中

二見議員 14票

木田議員 2票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、二見議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（梶川三樹夫君） ただいま副議長に当選されました二見議員が議場におられますので、本席から会議規則第28条第2項の規定による告知をいたします。

二見議員、御登壇願います。

○副議長（二見伸吾君） 副議長に選出されました二見伸吾でございます。よろしくお願いたします。

議長を補佐して頑張りたいと思いますので、皆さんの御協力よろしくお願いたします。

(拍手)

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、追加日程第2、副議長の選挙についてを終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第6、常任委員会委員の選任についてを議題に供します。

各常任委員会委員の任期は委員会条例第2条の2の規定により、2年以内の最終の会議において後任者が選任されるときまでとなっております。

よって、これより常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

各常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条により議長が会議に諮って指名することになっていますが、慣例により各自から希望票を提出していただき、こ

れを参考にして議長が選考したものを原案として会議に諮って決定したいと思います  
が、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) 御異議ないようでございますので、そのように選考させてい  
ただきます。

それでは、ただいまより希望票を配付させます。

(希望票配付)

○議長(梶川三樹夫君) 各自、氏名及び第一、第二希望を記入してください。

記入を終えられましたでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) それでは、職員が集めに参ります。

(希望票回収)

○議長(梶川三樹夫君) 回収しましたので、ただいまから選考いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(梶川三樹夫君) しばらく休憩いたします。

再開は11時35分とさせていただきます。では、休憩。

(休憩 午前11時14分)

(再開 午前11時35分)

○議長(梶川三樹夫君) 休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(梶川三樹夫君) 休憩中に別室において慎重に協議いたしました結果を事務局  
長より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長(森 太君) 議会事務局長です。

それでは、結果を報告いたします。

総務文教委員会、6番田中委員、7番山口議員、9番梶川議員、11番寺尾議員、  
16番橋井議員、17番児玉議員。

続いて厚生委員会です。2番宮本議員、3番西山議員、4番狩野議員、10番西議  
員、14番齋藤議員、18番木田議員です。

続いて建設委員会、1番川上議員、5番坂田議員、8番二見議員、12番力山議員、13番三宅議員、15番益田議員。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） それでは、お諮りします。

事務局長の朗読のとおり、常任委員会委員の選任について、委員会条例第5条の規定により、それぞれ指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいまから、各常任委員会委員の正副委員長を委員会条例第7条の規定により互選していただきたいと思います。

各部屋割りについて、事務局長から報告をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（森 太君） 事務局長です。

それでは、各委員会の部屋割りを報告いたします。

総務文教委員会は第一委員会室へ、厚生委員会は第二委員会室へ、建設委員会は第三委員会室へお集まりください。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） それでは、しばらく休憩いたします。休憩。

（休憩 午前11時39分）

（再開 午前11時49分）

○議長（梶川三樹夫君） 休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） ただいま各常任委員会で互選されました正副委員長を報告いたします。

総務文教委員会委員長、山口議員。副委員長、寺尾議員。

厚生委員会委員長、木田議員。副委員長、狩野議員。

建設委員会委員長、力山議員。副委員長、川上議員。

以上でございます。

以上で、日程第6、常任委員会委員の選任についてを終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君）　ここでちょっと早いんですが、昼休憩といたします。

再開は13時でございます。

（休憩　午前11時50分）

（再開　午後　1時00分）

○議長（梶川三樹夫君）　それでは、休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君）　日程第7、議会運営委員会委員の選任についてを議題に供します。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により議長が会議に諮って指名することになっております。また、任期についても常任委員会委員の任期を準用することとなっております。

それでは、ただいまから選考させていただきます。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君）　しばらく休憩といたします。

再開は1時15分といたします。再開は館内放送によりお知らせします。休憩。

（休憩　午後　1時02分）

（再開　午後　1時14分）

○議長（梶川三樹夫君）　休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君）　休憩中に選考しました議会運営委員会委員を事務局長から朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（森　太君）　議会事務局長です。

議会運営委員会の委員を発表いたします。

1番川上議員、3番西山議員、7番山口議員、10番西議員、12番力山議員、

15番益田議員、17番児玉議員、18番木田議員。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） お諮りします。

事務局長の朗読のとおり、議会運営委員会委員の選任については委員会条例第5条の規定によりそれぞれ指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいまから、しばらく休憩して議会運営委員会の正副委員長を委員会条例第7条の規定により互選していただきますので、委員の皆さんは第一委員会室にお集まりください。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） しばらく休憩いたします。休憩。

（休憩 午後 1時15分）

（再開 午後 1時29分）

○議長（梶川三樹夫君） 休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） ただいま議会運営委員会で互選されました正副委員長を報告いたします。

委員長に西議員、副委員長に西山議員でございます。

以上で、日程第7、議会運営委員会委員の選任についてを終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第8、議会報特別委員会委員の辞任についてを議題に供します。

お諮りします。

この際、常任委員会委員への所属変更と同様の手続で議会内部の構成に関する事件でございますので、地方自治法第117条の除斥の適応しない取扱いにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) 御異議なしと認めます。

よって、このまま議事を進めてまいります。

9月20日、二見議員、狩野議員、川上議員、宮本議員、児玉議員、橋井議員から、議会の申し合わせにより議会報特別委員会委員を辞任したい旨の願い出がありました。お諮りいたします。

ただいま申し述べました各議員の議会報特別委員会委員の辞任を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま申し述べました議員の方々の議会報特別委員会委員の辞任を許可することに決定をいたしました。

以上で、日程第8、議会報特別委員会委員の辞任についてを終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長(梶川三樹夫君) ただいま議会報特別委員会委員が辞任されたため、直ちに議会報特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第3として議題に供したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) 御異議なしと認めます。

よって、追加日程第3、議会報特別委員会委員の選任についてを議題に供します。お諮りします。

議会報特別委員会委員の選任については、議会の申し合わせにより各常任委員会から1名ずつの3名と議長が指名する者3名の計6名で構成することといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) 御異議ないようでございますので、そのように決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(梶川三樹夫君) それでは、まず各常任委員会から各1名の選出をしていただくため、しばらく休憩いたします。休憩。

(休憩 午後 1時32分)

(再開 午後 1時47分)

○議長(梶川三樹夫君) 休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(梶川三樹夫君) 休憩中に協議した結果を事務局長より朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長(森 太君) 議会事務局長です。

議会報特別委員会の委員の発表をいたします。

3番西山議員、8番二見議員、13番三宅議員、14番齋藤議員、16番橋井議員、  
17番児玉議員。

以上です。

○議長(梶川三樹夫君) お諮りします。

事務局長の朗読のとおり、議会報特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定によりそれぞれ指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれ議会報特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいまからしばらく休憩して、議会報特別委員会の正副委員長を委員会条例第7条の規定により互選していただきますので、委員の皆さんは第一委員会室にお集まりください。

~~~~~○~~~~~

○議長(梶川三樹夫君) しばらく休憩いたします。休憩。

(休憩 午後 1時48分)

(再開 午後 1時56分)

○議長(梶川三樹夫君) 休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(梶川三樹夫君) ただいま議会報特別委員会で互選されました正副委員長を報



○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認め、日程第9、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙については、18番木田議員が当選されました。

以上で、日程第9、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） ここでしばらく休憩をいたします。

（休憩 午後 2時04分）

（再開 午後 2時55分）

○議長（梶川三樹夫君） 休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第10、第46号議案、監査委員選任の同意についてを議題に供します。

なお、地方自治法第117条の規定により除斥に該当しますので、17番児玉議員の退場を求めます。

（17番児玉議員 退席）

○議長（梶川三樹夫君） 本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第46号議案、令和4年9月21日提出。

監査委員選任の同意について。

府中町監査委員に次の者を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

府中町長、佐藤信治。

提案理由でございますが、議会議員から選出している監査委員が辞職したため、監査委員を選任することについて同意を求めるものでございます。同意を求める方でありましてけれども、住所は広島県安芸郡府中町山田2丁目1番8の6号、お名前は児玉利典氏でございます。

補足説明はございません。よろしくお願いたします。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で提案説明を終わります。

ここでお諮りします。

本案は人事案件でありますので、慣例に従いまして質疑、討論を省略し、原案のとおり同意することに決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

17番児玉議員の除斥を解きます。

(17番児玉議員 着席)

○議長(梶川三樹夫君) 児玉議員、おめでとうございます。

就任の挨拶につきましては、まだ就任辞令が出ていませんので、町長のほうから任命行為がなされた後の定例会でいただくことといたします。

以上で、日程第10、第46号議案、監査委員選任の同意についてを終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長(梶川三樹夫君) なお、ただいまの休憩中に災害対策特別委員会を開催し、新しく委員長に齋藤議員、副委員長に坂田議員が互選されましたので、報告をしておきます。

先ほど、各委員会から会議規則第64条の規定によって、お手元にお配りいたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出がありました。この際、これを日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) 御異議なしと認めます。

よって、追加日程第4、閉会中の継続審査についてを議題に供します。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、追加日程第4、閉会中の継続調査についてを終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、町長が御挨拶したいと申し出ておられますので、許可します。

町長。

○町長（佐藤信治君） 9月定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る9月9日から本日まで13日間、報告2件、追加議案を含めて議案12件を提起させていただきました。今日、追加がありましたので13件です。決算認定が2件ございましたので、決算審査特別委員会も設置され長丁場となりましたが、熱心な御審議をいただき全てお認めいただきました。

また、13件の一般質問では貴重な御意見・御要望・提言もいただいたところでありまして、決算審査での御意見を含めまして改善等努力をしたい、そのように考えております。

また、本議会では新たな正副議長の選出のほか、議会の人事・運営体制を整えられました。町議会の皆様と私ども町執行部がそれぞれの立場で町政の両輪として議論を尽くしよりよい府中町を築いてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

本定例会閉会に当たりましてお礼の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） これをもちまして、令和4年、第3回府中町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

（閉会 午後 3時02分）